

## 第2章 生涯学習の現状と課題

### 1 生涯学習に関する主な動向（国・県）

#### 1-1 教育基本法の改正

平成18年12月に初めて改正された教育基本法において、「生涯学習の理念」（第3条）が新たに規定されました。さらに「家庭教育」（第10条）、「幼児期の教育」（第11条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）に関する条項が新たに加えられ、近年の少子高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や核家族化等の家族形態の変化、価値観の多様化等に伴った学校教育、社会教育、家庭教育、地域社会を統合した生涯学習の法的基盤が整備されました。

#### 1-2 知の循環型社会の構築

現代社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力や柔軟な思考力、身につけた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力、他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要です。さらに、自立した個人やコミュニティ（地域社会）の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっています。

このような状況のなかで教育基本法の改正を受けて、平成20年に中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」の2つを柱とする教育政策の方向性を提言しました。

その主な方策として、「子どもの学校教育外の学習等の在り方の検討」、「社会教育施設等を活用した多様な学習の場や学習成果を生かす機会、相談体制の充実」、「学習成果の評価の社会的通用性の向上等」など『知の循環型社会』の構築が提言されています。

#### 1-3 社会教育三法等の改正

平成18年の教育基本法の改正を受けて平成20年6月に社会教育三法（社会教育法、図書館法、博物館法）が改正されました。主な改正点として、社会教育行政は国民に必要な学習の機会の提供や奨励を行い生涯学習振興に寄与することや、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務として位置づけられました。

また、平成22年6月の「新しい公共」円卓会議宣言では、市民一人ひとりが「新しい公共」の担い手であり、市民、市民団体、企業等の事業体及び自治体や政府等が一定のルールと役割を持ち、協働により「支え合いと活気ある社会」をめざしていくこと、また、そのための多様な学習機会と学習成果の活用機会の仕組みづくりが必要となることが提唱されました。

更に、令和元年度には、地方分権改革の一環として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が制定されました。これにより、博物館、図書館、公民館といった社会教育施設を教育委員会から首長部局に移管することが可能になり、生涯学習分野と、まちづくりや福祉、産業等の分野の連携が一層期待されるようになりました。

### 1-4 教育振興基本計画の策定

平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、平成20年度から10年間を通してめざすべき教育の姿（「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」ことなど）とともに、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（「個性を尊重し社会の一員として生きる基礎を育てる」ことなど）が示されました。また、今後、地方公共団体でも教育の振興のための基本的な計画を定めるように努めていくことが定められました。

平成25年6月に策定された第2期教育振興基本計画では「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力のあるコミュニティの形成」の基本行政の4つの基本的方向性が示されました。

その後、平成30年度に2回目の改定が行われ、「第3期教育振興基本計画」として運用されています。この計画では「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」の4つが生涯学習分野の目標として示されました。

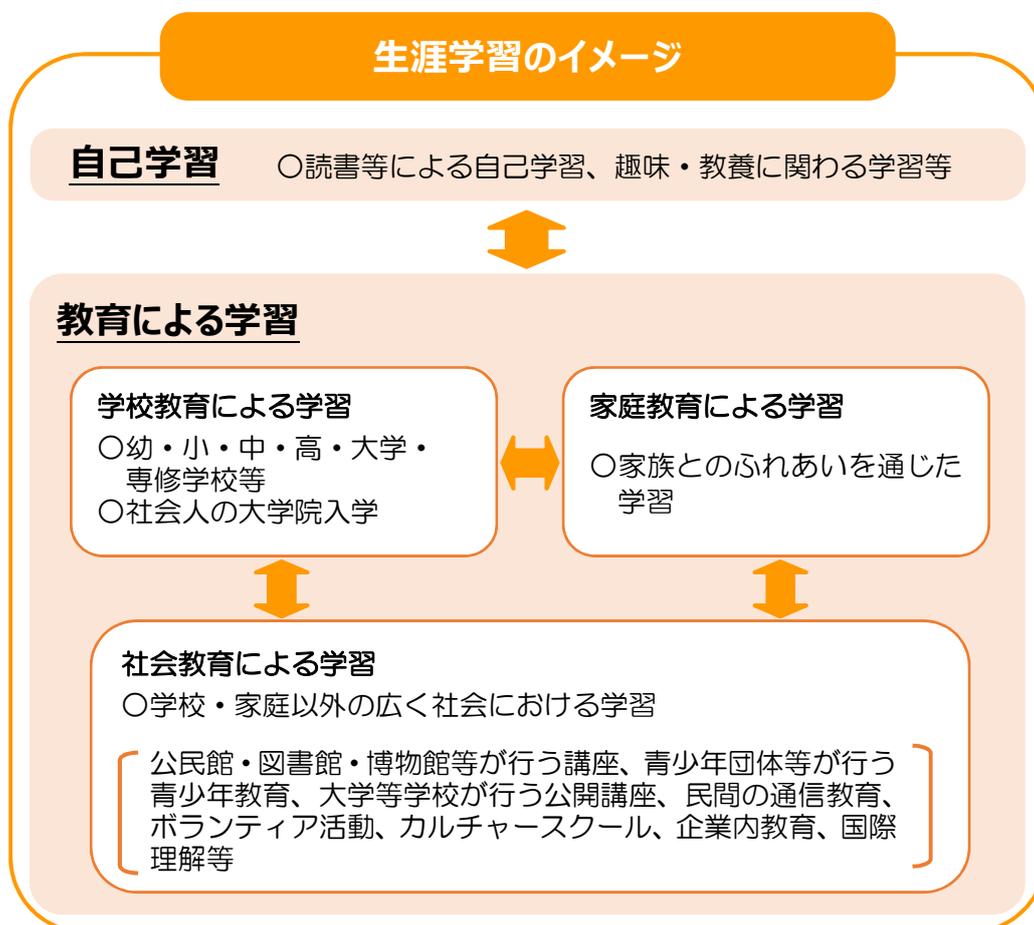
### 1-5 県の動向

静岡県は、平成26年3月に「静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプラン第2期計画」を策定しました。この計画では、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する人を「徳を備えた人」と捉え、「『有徳の人』の育成」を基本目標に掲げた教育を推進しています。

その重点取組方針の一つとして、学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援を行う地域ぐるみの教育を推奨しています。

## 2 生涯学習の捉え方

- ・生涯学習とは、生涯におけるあらゆる時期、社会のあらゆる場所で行われる学習活動のことをいい、学校や市民講座での学習、資格取得、芸術・歴史・文化活動、スポーツ活動はもとより、地域活動やボランティア活動、レクリエーション活動、趣味の活動等の中で何かを学び得ることをいいます。
- ・「人が生涯を通じて行う、あらゆる種類の学習」のことです。つまり、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人が、家庭、学校、職場、地域といった様々な場所、タイミングで、幅広い領域の内容について学ぶことを意味しています。
- ・私たち一人ひとりが、自分の夢をかなえ、より良い人生を送るために、自分の意志で、その目標に適した手段や方法を選び、生涯を通して学び続けることをいいます。
- ・自己の実現や生活の向上のため、各人が自発的意思に基づいて自ら適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のことです。
- ・「生涯にわたって、自己の充実・啓発や生活の向上、活力ある地域社会づくりへの参加のため、必要に応じて自発的意思に基づき、自己に適した手段や方法により、継続的に行う学習活動」とされています。学習には、社会教育・学校教育・家庭教育に関するものや、各行政が行う学習活動など様々な形態がありますが、生涯学習はそれらを包括する広範なものとされています。



### 3 三島市における現状と課題

市民意識調査、本プラン後期計画に向けた各課意向の把握、生涯学習を取り巻く情勢などを踏まえて、三島市における生涯学習に関連する現状と課題を以下のように整理しました。

- ・市民意識調査によると、生涯学習を「行った人・行っている人」の方が「行ったことがない人」に比べて「生活の満足感」「生きがいの充足感」がともに高く、生涯学習が市民の生活を豊かにしていく手段の一つとなっています。生涯学習を行う環境を整え、プログラムを提供していくことは、市の施策として大切であると考えています。
- ・生涯学習への参加や学習を通じた仲間づくり、学んだことの地域社会への還元を進めていくことが必要です。
- ・生涯学習を行わない理由として、市民の半数が「きっかけがない」ことを理由としています。市民の生活スタイルや関心に合わせた講座等の設定を柔軟に行うことで、生涯学習を始めるきっかけづくりを充実していく必要があります。また、より多くの市民が生涯学習についての情報を得やすいように、情報提供手法や予約等の手続きについて工夫し、充実していく必要があります。
- ・学校、家庭、地域がお互いのつながりを含めて地域全体で子どもを育てていくことが大切であり、市民の関心が高まっています。学校での授業参加や学校施設の利用などにより、連携を強化していく必要があります。
- ・人生100年時代といわれるなか、リカレント教育（社会人の学び直し）について、市民の8割以上が「何らかの学習したいこと」を抱えています。学びを求めている市民に対して、関心の高い分野をはじめとした学びの機会を提供していく必要があります。
- ・生涯学習に関する取組みの幅は広く、その事業や活動も数多い一方で、それぞれの取組みが知られていないことやつながっていないことが多いのも課題となっています。市内にある学習資源について十分に活用し効果的に連携できるようにしていくことが望まれます。
- ・社会教育関係団体の減少や構成員の高齢化が進むなか、地域の学びと活動を活性化していく人材の育成が必要です。
- ・青少年の健やかな成長と豊かな学びを支える継続的な取組みが必要です。
- ・社会教育施設の老朽化に伴い、時代の変化に応じた適切な維持管理が求められています。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるなか、生涯学習に関する取組みにおいても、その開催方法について、状況に配慮した対策を講じていくことが不可欠です。